精華町立小中学校 GIGA スクール構想旧端末売却仕様書

１．目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和６年８月２日閣議決定）」でも明らかにされている。他方、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和５年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された１人１台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

２．受託条件

受託者（以下、「乙」という。）は、**使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第３項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、京都府を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者等（製造事業者でない場合は、Ａｐｐｌｅ Ｊａｐａｎ合同会社の正規ディストリビューター）**であること。なお、申込時には認定を受けていることを証明する書類（認定証等）を提出すること。

GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が３．業務内容に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づく**パソコン・タブレットの処分実績（前年度の処分実績が本件処分台数を上回ること）を十分に有していること**。なお、申込時には前年度の処分実績を示す書類（法令に基づき提出している報告書）を提出すること。

GIGA スクール端末の所有権が精華町（以下、「甲」という。）に帰属している性質を踏まえ、**乙は甲が進める環境政策において実績（小型家電リサイクル法に基づく処理実績）があること**が望ましい。

古物商許可を取得していること。

３．業務内容

甲は GIGA スクール端末の残存価値を踏まえ有償で売払を行う。

乙は、甲の小中学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度によるもの。）におい

て認定を受けた乙の再資源化事業計画に従い、回収したGIGAスクール端末等を再使用・再資源化する。

乙は、GIGAスクール端末に含まれるデータの消去を、１０．処分方法に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。データ消去作業の再委託は行わない。

４．契約方法

総額契約

５．履行期間

契約の日から令和９年３月３１日まで

データ消去期限：令和９年３月３１日まで

６．契約保証金

落札者は、契約締結前までに契約保証金として、総額の１００分の１０以上を納付すること。

７．引き渡し対象品

・GIGAスクール端末iPad第７世代（Apple社製iPad Wi-Fiモデル）

・GIGAスクール端末の付属品（キーボード付き端末カバー、画面保護フィルム、USB-A充電ケーブル、10W USB-A電源アダプタは、端末の附属物として引き渡すが、数量、動作については保証しない）

８．予定数量・引き渡し場所

別紙１「予定数量・引き渡し場所」による。

端末は、３，０００台、不良端末は総台数の上限２０％（不良端末の２５５台（本町確認済み）を含み）とし、上限を超える台数については買取対象外とし、無償での引き取り及びデータ消去を行うものとする。

９．引き渡し方法

甲および乙は、対象品を引き渡しする日時・場所・数量等について事前に協議を実施する。

乙は協議内容に基づき、端末を回収するために必要な車両等を手配のうえ、引き取り運搬等に必要となる一切の費用を負担し、安全な措置を講じて作業を行うものとする。

１０．処分方法

乙は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- 「小型家電リサイクル法」を遵守し、**乙が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施**する。
- GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、**万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること**。
- 処分（再使用・再資源化）にあたっては、甲が定める**教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと**。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は２㎜を目安に粉砕処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- データ消去作業は ADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた事業者で行うこと。また、データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に甲へ報告すること。
- データ消去完了後は、**端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行**し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を 5 年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- GIGA スクール端末を再使用する場合は、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て取り除くこと。

１１．業務完了の確認

乙より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

１２．売却代金の払い込み

乙より業務完了書の提出を受け、甲は台数確定を受け請求し、乙は、請求金額の支払手続きを速やかに行うこと。

１３．留意事項

（１）損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

（２）その他

- 乙は、入札申込時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。
- 乙は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

（別紙１）予定数量・引渡し場所

項番	名称	住所	引渡し端末数量	付属品有無	備考
1	精北小学校	精華町大字下狛小字河原田 44 番地	385	不明	
2	川西小学校	精華町大字北稲八間小字畑ケ田 15 番地 1	477	不明	
3	山田荘小学校	精華町桜が丘二丁目 22 番地 1	300	不明	
4	東光小学校	精華町光台七丁目 43 番地	619	不明	
5	精華台小学校	精華町精華台一丁目 2 番地 1	471	不明	
6	精華中学校	精華町大字南稲八妻小字丸山 7 番地	325	不明	
7	精華南中学校	精華町桜が丘二丁目 3 番地 1	107	不明	
8	精華西中学校	精華町光台九丁目 1 番地	316	不明	